

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
特定貨物自動車運送事業の譲渡し又は特定貨物自動車運送事業者の合併、分割若しくは相続の届出
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法第35条第8項
- ③ 手続対象者：
特定貨物自動車運送事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業を承継した法人若しくは相続人
ただし、特定貨物自動車運送事業者たる法人と特定貨物自動車運送事業者を経営しない法人が合併する場合において、特定貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は特定貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において特定貨物自動車運送事業を承継させないときは、手続の必要はありません。
- ④ 提出時期：
特定貨物自動車運送事業の譲渡し又は特定貨物自動車運送事業者の合併、分割若しくは相続があったとき
- ⑤ 提出方法：
当事者が連署（新設分割の場合は署名、相続の場合は相続人）した事業の譲り受け届出書、合併（分割）または相続による事業の継続届出書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：
なし
- ⑦ 添付書類・部数：
貨物自動車運送事業法施行規則第32条
- ⑧ 届出書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第32条
- ⑨ 記載要領・記載例：
提出先となる地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	
- ② 受付時間：
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
提出先又は当該事案を管轄する運輸支局輸送部門